

生きる力を育む読書

～津幡町子ども読書活動推進計画～



平成24年 3月

津幡町教育委員会

目 次

1 子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方	
(1) 子ども読書活動の意義	1
(2) 国の計画	
(3) 県の計画	2
(4) 本町の基本的な考え方	
2 本町の子ども読書活動の現状	
(1) 家庭・地域	3
(2) 保育園・幼稚園・児童センター	
(3) 学校	4
(4) 図書館	
3 子ども読書活動推進施策	
(1) 家庭・地域	5
(2) 保育園・幼稚園・児童センター	7
(3) 学校	8
(4) 図書館	10
(5) 啓発	12
4 財政上の措置	
津幡町子ども読書活動推進に関する施策一覧	13
参考資料	
子どもの読書活動の推進に関する法律	14

1 子ども読書活動推進計画策定の基本的な考え方

(1) 子ども読書活動の意義

読書は、子どもの言葉や感性を育み、表現力や創造力を豊かなものにしてくれます。また、そのことが人間関係を築いていくうえで大切なコミュニケーション力を高めることにつながります。幼い時期から本に親しむことによって、子どもは本の世界から様々なことを学び、心豊かに成長していきます。

子どもの健やかな成長を願い、一人ひとりの子どもが発達段階に応じた読書活動ができるよう、子どもの読書環境の整備・充実を図っていくことが大切です。

(2) 国の計画

子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とし、翌年の平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務等を明らかにしています。そして、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、国は「子ども読書活動推進基本計画」を策定・公表すること、地方公共団体はこれを基本として「子ども読書活動推進計画」の策定に努め、公表することとしています。また、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、4月23日を「子ども読書の日」と定めました。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、おおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。その後、平成20年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次）」が策定されました。

(3) 県の計画

石川県は、平成 16 年に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定・公表し、5 年間にわたって県が取り組む子ども読書活動の推進施策の方向性や取組みを示しました。平成 21 年には改訂版を策定し、先の基本計画を踏襲しつつ、情報化社会に対応した読書活動の支援、ボランティアの一層の活用などの新たな方向性を示しました。

(4) 本町の基本的な考え方

本計画は、子どもが本の楽しさを自ら発見し、多くの様々な読書を通じて社会の一員としての自覚を養い、豊かな人間性と主体的に生きる力を持った児童生徒の育成を目指すため、子ども読書活動を全町的に推進するための方策を示すものです。

基本方針

① 家庭・学校・地域における連携と相互協力による読書活動の推進

日頃から子どもが読書に親しむことができ、生涯にわたり読書習慣を身につけることができるよう、家庭、学校、地域における連携と相互協力による読書活動を推進します。

② 読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが気軽にたくさんの本に触れ、読書の楽しさ、奥深さを知ることができるような読書環境の整備・充実に努めます。

③ 読書活動に関する普及・啓発

子どもが読書のきっかけをつかめるような機会の提供や、子どもを取り巻く大人に対しても読書の理解と関心を高めるなど、子どもの読書活動の普及・啓発に努めます。

期間

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

2 本町の子ども読書活動の現状

(1) 家庭・地域

家庭・地域においては、情報メディア（テレビ、インターネット、携帯電話等）の急激な普及や生活環境の変化により、全体として本に親しむ機会は減少傾向でしたが、近年家庭での読書の重要性が見直されてきており、読書の働きかけを積極的に取り組む傾向があります。地域施設では、蔵書数や利用状況に違いはありますが、おむね図書室（図書コーナー）が設置されており、児童の利用が多く見られます。

また、「津幡町生涯学習推進計画」策定におけるアンケート結果では、本を読むのが好きとの肯定回答が過半数（67.5%）を占めています。

(2) 保育園・幼稚園・児童センター

保育園・幼稚園では廊下に書棚が置かれて読書コーナーになっており、自由に手に取れるように配置し活用されています。また、個々の保育士による読み聞かせや、おはなし会及び地域交流を深めるための未就園児への施設開放事業などでも本の紹介などを行っています。

児童センターにおいても、季節や年代に応じた様々な資料を定期的に図書館より借りてくるなど、既存の図書コーナーを一層充実させ、多くの親子での読み聞かせなどに利用されています。また、定期的なおはなし会なども実施しています。



(3) 学校

小学校では、平成21年から町内の全小学校に図書館司書補助員を配置、中学校においては、平成16年より全中学校に専任の学校図書館司書を配置しています。学校図書館活用の中心となる司書教諭との連携をはかり、図書委員会活動、朝の読書、図書館の利用指導、図書便りの発行及び総合学習などの授業に必要な資料の貸出を行っています。

また、図書ボランティアと協力し学校図書館の環境づくり、朝の読書時間における読み聞かせや定期的なおはなし会の実施など、いつでも本に親しむ環境を整えています。

(4) 町立図書館

図書館は、子どもの多様な要求に応えられるように様々な資料を提供し、読書や調べ学習への支援、おはなし会、資料の展示やブックスタートなどを通じて、本に親しむきっかけづくりに取り組んでいます。また、館外へのサービスとして、学校・児童センター・公民館・読書ボランティアなどへの団体貸出、職場体験の受入や児童ボランティア活動の実施など、子ども達が図書館や図書に接する機会を提供しています。現在児童書の蔵書数は、およそ3万2千冊あり、図書全体の約31%に当たります。

※ ブックスタート：1992年イギリスのバーミンガムにおいて、新生児とその親が一緒に絵本等を読むことにより、親子関係や新生児教育に役立てようとして始まった運動



3 子ども読書活動推進施策

(1) 家庭・地域

子どもの読書習慣は日常の生活の中で形成されるものであるため、生活の基本となる家庭で、自然に本に親しむことができる環境をつくることが重要です。家族で図書館にでかけ、読書を強制するのではなく、子どもが自発的に興味関心を持ち読書を楽しもうとする雰囲気づくりが大切です。そのためには、保護者自身が読書の意義をよく理解し、読書を楽しむ姿を示すことがまず大切です。また、子どもの読書習慣が生活の中に位置付けられ、継続していくように配慮することが必要です。

地域においては、図書館をはじめ児童センター・公民館が、地域住民の学習活動などを目的とした誰もが利用できる施設であり、本に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を果たすことが期待されています。これらの施設が地域内において連携・協力し、子どもたちが身近に本と接することができ、気軽に相談できる場所となるような環境を整備することが必要です。



身近に本のある環境作り

家庭にむけて、図書館・地域施設等を利用し、身の回りに本のある環境づくりを推奨します。



読書に親しむ機会への参加促進

図書館、児童センターやその他の機関で行っている子育て交流事業及び家庭教育講座などへの積極的な参加を促進し、読書活動の重要性について理解を促します。また、地域ボランティアと連携しながらおはなし会などを行い、子どもが本に親しむ機会の充実を図り、同時に読書の魅力を伝えていきます。



ブックスタート事業の継続

保護者に乳幼児期からの読書活動の重要性を理解し実践してもらうために、絵本や図書館の紹介を行うブックスタート事業を継続していきます。



公民館における読書に親しむ環境づくり

各公民館では、読書に関するイベントや講座などを開催し、図書館からの団体貸出や、お薦め本のブックリストなどの読書に関する情報を活用し図書資料の充実に努めます。また、それらの資料の配架方法やディスプレイ等にも気を配り、本を手にとつてもらえるような環境づくりに努めます。



研修・活動機会の提供

子どもの読書活動に大きな役割を担っているボランティア団体及び公民館職員に、より一層積極的に読書活動に関わってもらえるよう研修・活動機会の提供などを支援します。



公民館の活用

地域施設の1つである公民館で、町立図書館資料の受取・返却ができるシステムを構築し、そのために必要な公民館職員の研修等を実施します。



(2) 保育園・幼稚園・児童センター

幼児期の子どもは、大人との係わりの中で絵本や紙芝居等を通して、より豊かな言葉や感受性を育んでいきます。保育士や教諭は、子どもと過ごす時間の中で、読み聞かせを重ねることが子どもにとって生涯の読書習慣の基礎になることを強く認識し、多くの絵本や物語と出会えるように心がけていくことが大切です。

また、読書活動が子どもたちの心を育てていく大切なものとして、読み聞かせなどが効果的であることを、保護者にも積極的に伝え働きかけていくことが求められます。

読み聞かせ等の充実

読み聞かせや紙芝居等をカリキュラムへ取り入れ積極的に実施するなど、子どもたちが本の魅力に気づき、絵本や物語の楽しさと出会うための多様な機会を提供します。

職員研修会の実施

幼児期の読書活動の重要性、本の選び方や絵本などの読み聞かせの方法等についての理解を深めるため、各種研修への積極的な参加を促進し、保育士や教諭の意識や技能を高めるように努めます。

保護者へ読書活動に対する重要性の理解促進

保護者に対して、絵本の魅力や読書の大切さ、家庭での絵本の読み聞かせが子どもの発達にとって大事な役割を担っていることを伝え、家庭での積極的な読書を促します。また、本の選び方、絵本等の読み聞かせの方法など、各種情報を様々な機会を利用して伝えていきます。

ボランティアの受け入れ

図書館との連携や、読み聞かせボランティアの積極的な受け入れなどを図り、子どもたちの絵本や物語・紙芝居等に親しむ機会が多様になるよう促します。



図書の充実及び読書環境の整備

絵本・紙芝居などの質と量に配慮し、傷みのはげしい本の買い替えや発達段階に応じた図書を選定し、蔵書の充実に努めます。

また、読書活動を身近なものとして感じられるように、子どもたちが自由に本を取り、落ちついて読むことができるスペースを確保し、そのような雰囲気づくりにも努めます。

(3) 学校

子どもたちが日常生活の大半をすごす学校は、子どもにとって学習や体験の場であり、また、たくさんの児童・生徒らがふれあい、豊かな知性と情緒を育んでいく場であるといえます。授業や総合的な学習で読書指導や資料を活用した教育が行われ、子どもたちが主体的に本にふれあう朝の読書などの時間も徐々に確保されるようになります。学校は読書習慣を確立し、読書の幅を広げていく上で大きな役割を担っています。

また、学校図書館は読書の場であるだけではなく、子どもたちの主体的な学習活動を支援するとともに、情報リテラシー（情報活用能力）を育成し、将来にわたる「学び方」「学ぶ楽しみ」を得ていく場として大きな役割を担っています。



読書習慣の確立と自主的な読書活動の支援

「朝の読書」の推進とさらなる充実を図ります。学年に合わせたおはなし会の開催、校内で設定した読書週間・月間中の読書まつりなど読書関連行事を実施し、自主的な読書活動支援に努めます。



情報リテラシーの育成

図書の分類と配列、情報の探し方、資料の使い方等について理解を深め、将来にわたる図書館利用の基礎となる情報リテラシー（情報活用能力）を、育成するための指導を行います。

環境整備の推進

明るく落ち着いた空間づくりに努めるとともに、利用しやすい図書の配列、室内レイアウト・図書の紹介や展示コーナー等の工夫を凝らし、自然に足を運びたくなるような図書館の環境整備を推進します。

家庭・地域との連携

ボランティアに向けて、子どもたちへの読み聞かせや学校図書館の環境整備等への積極的な参加を呼びかけ、家庭や地域との連携した活動が行えるように働きかけます。

読書活動及び学習活動を支える蔵書の充実・整備

子どもの豊かな読書活動や、主体的な学習活動を支えるために、蔵書の量的・質的な整備を行い、充実を図ります。

学校図書館司書及び補助員の充実

今後においても学校図書館司書及び補助員を継続配置し、司書教諭と連携し授業充実のための資料提供実施、子どもたち一人ひとりの読書活動の更なる促進や学校図書館の充実を図るため、司書及び補助員の充実を図ります。

学校図書館資料データベース化及びネットワーク化

学校図書館資料をデータベース化し、資料の管理や充実した統計資料の作成、貸出・返却作業や資料の検索の効率化を図ります。

町内学校間と町立図書館とのネットワークを構築することで資料情報の共有を図り、資料の貸し借りが可能になることで様々な学習活動を支援します。



(4) 図書館

図書館は子どもたちにとって、多くの本と出会い、読書の楽しみを発見できる場所であり、学習を助けるのに必要な情報を提供する場所でもあります。また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択し、子どもの読書について相談することのできる場所です。

そのため、図書館はより多くの人に足を運んでもらえるような魅力ある資料の収集や、読書活動に関連した各種行事を行い、来館する人たちへのサービスだけでなく、図書館を利用しない人たちへも広く読書の楽しさや情報を発信していく役割があります。さらに、子どもの読書活動を推進するボランティアグループ等の支援や研修機会の提供を行うことも求められています。

これらをふまえ図書館が子どもの読書活動の拠点となり、家庭、地域、学校等との連携・協力を、より一層推進していくことが必要となってきます。

様々な本に出会える機会の提供

読書へのいざないとなるおはなし会の充実やブックトークなど、様々な本と出会えるきっかけづくりをします。また、様々な本の紹介を目的に、企画展示を積極的に行い、資料の活用を図ります。

※ ブックトーク：本への興味を引き出すような工夫を凝らして、テーマに沿って何冊かの本の内容を紹介する活動

団体貸出の充実

保育園、幼稚園、小中学校、地域施設やボランティア等への団体貸出を積極的に行い、より一層読書活動を促進します。

遠隔地へのサービス強化

図書館へ直接本を借りに来られない人のために、地域施設に出向き、読み聞かせ・ブックトークなどを実施します。また、公民館で資料の受取ができるような資料配達システムや民間宅配業者を利用しての図書有償宅配サービスを構築していきます。

職員研修の充実

レファレンスサービスの強化や子どもの発達段階に応じた資料提供等の充実のため、職員研修を積極的に行います。

※ レファレンスサービス：利用者の問合せに応じ、必要な資料情報を探査する業務

ボランティアの養成と活動の支援

子どもたちの読書推進活動の担い手であるボランティアを養成するため、定期的な講習会を開催し、ボランティアに関する様々な相談に乗るなど、継続的な活動を目指しより一層支援していきます。

障がい者を対象にしたサービスの充実

障がいのある子どもたちが読書を楽しむことのできる環境づくりに努め、スムーズな図書館利用の促進を図り、読書活動を支援します。

資料の充実と整備

乳幼児からヤングアダルト向きの資料まで、良書を中心に魅力的な資料の充実に努めます。また、調べ学習に対応した資料や郷土資料、外国語資料などの収集に努め、電子書籍なども視野に入れた多様な資料の収集に努めながら蔵書の一層の充実を図り、収集した資料をより見やすく、手に取りやすいように配慮し配架します。また、地域の施設やボランティアなどに対し団体貸出を充実させるように学習文庫を整備します。

(5) 啓発

子ども読書推進活動を進めていくには、読書活動の意義や重要性を広く関係機関に理解してもらう必要があり、そのためにも関係機関と相互に連携しての啓発広報活動は欠かせないものです。



「読書週間」を中心とした啓発・広報活動

「読書週間」、「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」を中心に、保育園、幼稚園、学校、図書館、関係機関、その他読書活動に取り組む団体等が連携して、おはなし会や企画展示を行うとともにポスター・リーフレットを配布し読書活動を促します。



情報の収集・提供

学校、図書館、関係機関、その他読書活動に取り組む団体等が行っている行事やボランティアなどの各種情報を、関連機関が連携協力し積極的に収集するとともに、ホームページなどに掲載し広く提供します。



優良図書の紹介

国や県、図書館、学校、読書活動団体などが作成した優良図書リストやおすすめ本リスト等を積極的に収集し、図書館や学校、関係機関に配布するなど、読書活動がより活発化するよう、普及・啓発に努めます。



読書の魅力を発信

図書館だより、学校だより、広報、ホームページ、ケーブルテレビ等の活用はもとより、関係機関との連携により、様々な機会を利用し、読書活動の魅力について幅広く発信します。

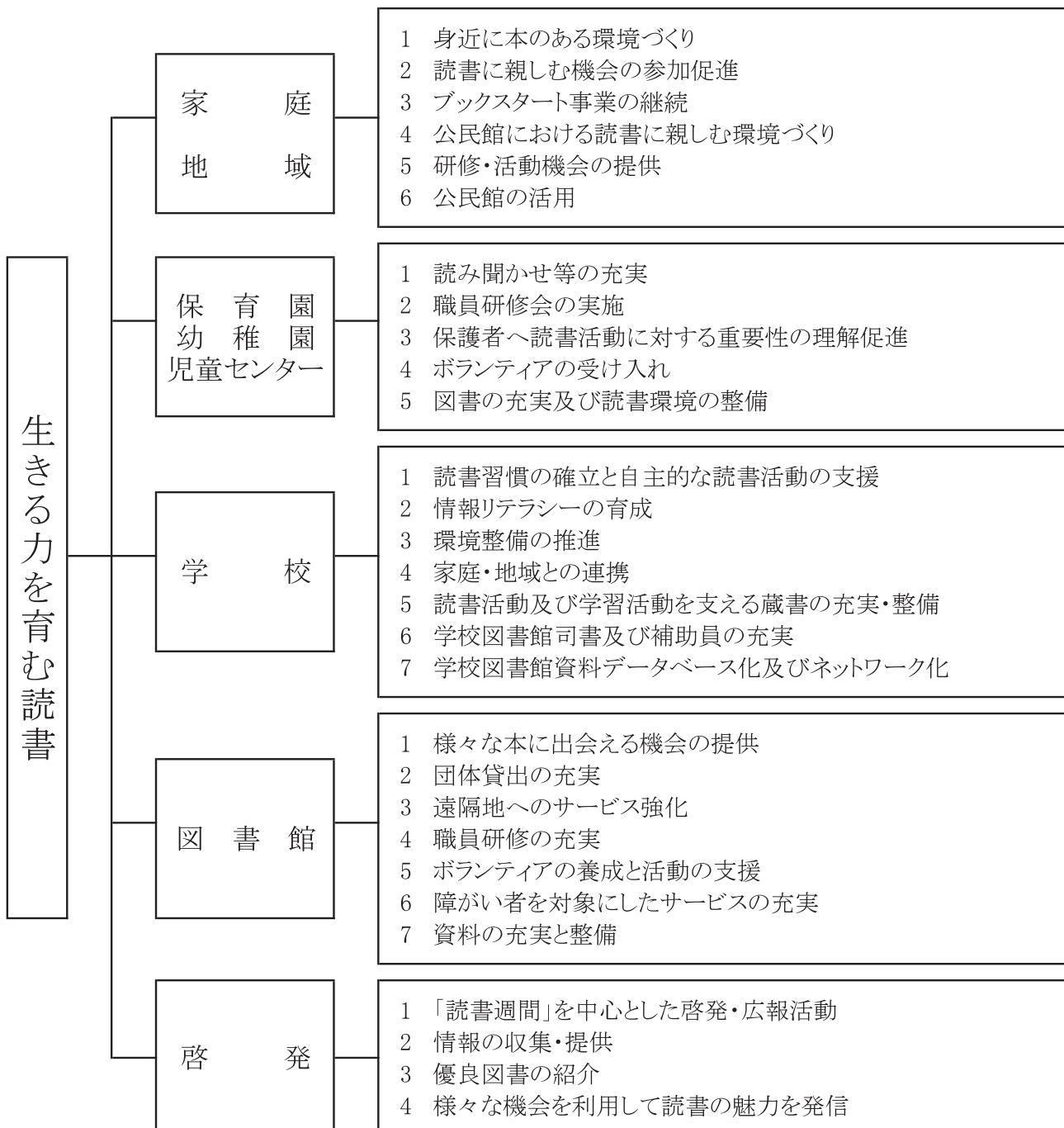
4 財政上の措置

この計画を推進するにあたり、財政上の措置を講ずるように努めます。

津幡町子ども読書活動推進に関する施策一覧

基本方針

- ① 家庭・学校・地域における連携と相互協力による読書活動の推進
- ② 読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- ③ 読書活動に関する普及・啓発



子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

※ 平成 13 年 12 月 12 日公布・施行

生きる力を育む読書
～津幡町子ども読書活動推進計画～

平成 24 年 3 月
津幡町教育委員会生涯教育課
〒929-0342 石川県河北郡津幡町北中条 3 丁目 1 番地
電話 076-288-2125 F A X 076-288-8527

お問い合わせ
津幡町立図書館
電話 076-288-2126 F A X 076-288-8440